株式会社ビューカード

## 会員規約および VIEW's NET 利用規約改定のお知らせ

## 拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2018年6月28日より、会員規約および VIEW's NET 利用規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
第1条(適用範囲)	第1条(適用範囲)
1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビュ	1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビュ
ーカード (以下 「当社」 といいます。) が発行する <del>以下の</del> クレジットカー	ーカード(以下「当社」といいます。)が発行するクレジットカード(以
ド (以下「カード」といいます。) <u>において</u> 適用されます。 <del>ビューカード、</del>	下「カード」といいます。) <u>の入会申し込みをされた個人に対して</u> 適用さ
「ビュー・スイカ」カード、「ビュー・スイカ」リボカード、大人の休日	れます。
俱楽部ジパングカード、大人の休日倶楽部ミドルカード、TYO カード、	
のんびり小町ビューカード、めぐり姫ビューカード、「Rail-On」カード、	
ルミネカード、アトレビューSuica カード、エスパルカード、we ビュー・	
スイカカード、フェザンカード、ペリエビューカード、ロンロンオーナ	
ーズクラブカード、グランデュオカード、ビープラスオンカード、尿東	
日本ホテルズカード、「キャッツ」ビュー・スイカカード、ジェクサーカ	
ード、JAL カード Suica、みずほ Suica カード、ビックカメラ Suica カ	
ード、ビューゴールドプラスカード	
第2条(会員及び資格)	第2条(会員及び資格)
4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義される	4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義される
ものをいいます。以下同じ。)を使用して、本人に代理して本規約及びこ	ものをいいます。以下同じ。)を使用して、本人 <u>会員</u> に代理して本規約及

れに付帯する特約に基づくカード利用(第2章(カードショッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

- 8 会員及び会員としての入会申込みをされる方(以下本章において「会員 8 等」といいます。)は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 上記①から⑦の共生者又はその他これらに準ずる者
- 第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)
- 2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、 催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の 家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会員資格 に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員とし

びこれに付帯する特約に基づくカード利用(第2章(カードショッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

- 8 会員及び会員としての入会申込みをされる方(以下本章において「会員等」といいます。)は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- <u>⑧</u> 国際テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が、財産の凍結等 の経済制裁が必要と指定した者
- ⑨ 上記①から⑧の共生者又はその他これらに準ずる者

## 第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、 催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の 家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会員資 格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員と ての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第18条 (期限の利益喪失) に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第16条(届出事項の変更)に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7)「Suica に関する特約」第 11 条又は「定期券機能付き Suica に関する特約」第 13 条に基づき Suica が無効となった場合
- (8) 会員が第2条8項①から⑧のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った場合
- (10) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき

しての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第18条(期限の利益喪失)に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第16条(届出事項の変更)に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7)「Suica に関する特約」第11条又は「定期券機能付き Suica に関する特約」第13条に基づき Suica が無効となった場合
- (8) 会員が第2条8項①から⑨のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った場合
- (10) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき
- 3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。)に通知することなく、当該会員のカード(本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又は家族会員として利用する他のカードも含みます。)の利用を停止することができるものとします。

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 会員が利用可能枠を超えてカードを使用した場合(ただし、当社が承認した場合を除きます。)
- (3) 本人会員のキャッシング利用可能枠及び他の貸金業者からの借入残高 (住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除 きます。)の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3 分の1を超えた場合
- (4) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (5) 会員が第2条8項①から<u>⑧</u>のいずれかに該当する疑いがあると当社が 認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当 社が認めた場合

#### 第25条(カードショッピングの利用)

11 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

## 第26条 (カードショッピングの支払い)

4 分割払いの場合のお支払金の合計は、ご利用代金に下記の表による分割 4 払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は、分割支払金 合計をお支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金は1,000 円以上100円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入します。

例:ご利用代金 100,000 円 10回払いの場合

分割払手数料 100,000 円× (5.58 円÷100 円) =5,580 円

分割支払金合計 105,580円

分割支払金 105,580 円÷10 回=10,558 円

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 会員が利用可能枠を超えてカードを使用した場合(ただし、当社が承認した場合を除きます。)
- (3) 本人会員のキャッシング利用可能枠及び他の貸金業者からの借入残高 (住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除 きます。)の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3 分の1を超えた場合
- (4) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (5) 会員が第2条8項①から<u>⑨</u>のいずれかに該当する疑いがあると当社が 認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当 社が認めた場合

#### 第25条(カードショッピングの利用)

11 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入 (現行紙幣・貨幣の 購入を含む) などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

## 第26条 (カードショッピングの支払い)

分割払いの場合のお支払金の合計は、ご利用代金に下記の表による分割 払手数料 (1 円未満の端数は切捨て)を加算した金額となります。また、 分割支払金は、分割支払金合計をお支払回数で除した金額となります。 ただし、分割支払金は1,000 円以上100 円単位とし、端数が発生した場 合は初回に算入します。

例:ご利用代金 100,000 円 10回払いの場合

分割払手数料 100,000 円× (5.58 円÷100 円) =5,580 円

分割支払金合計 105,580 円

分割支払金 105,580 円÷10 回=10,558 円

したがって、分割支払金は、10,558 円を 100 円単位にした 10,500 円となります。ただし、端数は初回に算入されるため、初回のお支払金は、11,080 円となります。

7 会員がリボルビング払いを指定した場合は、本人会員があらかじめ選択 した支払コースに基づき、弁済金(元金及び手数料の合計額)を当社所 定の支払期日にお支払いいただきます。ただし、締切日の残高が各コース所定のお支払金額に満たない場合は、毎月締切日時点の金額とします。なお、リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して実質年率 13.2% (月利1.10%)とします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

## 【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 スーエ	10:000円 コース	20,000円 コース	30,000円
1円 ~ 100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000FI
100,001円~200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円~400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円~600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,001円-800,000円	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円
以後増加額20万円まで 毎に	10,000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

## 【お支払例】

10,000 円コース、8月1日から8月31日までに50,000円ご利用の場合

\*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 手数料 0円(初回無料)
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 40,000円(50,000円-10,000円-40,000円)

したがって、分割支払金は、10,558 円を 100 円単位にした 10,500 円となります。ただし、端数は初回に算入されるため、初回のお支払金は、11,080 円となります。

会員がリボルビング払いを指定した場合は、本人会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、弁済金(元金及び手数料の合計額)を当社所定の支払期日にお支払いいただきます。ただし、締切日の残高が各コース所定のお支払金額に満たない場合は、毎月締切日時点の金額とします。なお、リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して実質年率 13.2% (月利1.10%、1円未満の端数は切捨て)とします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。また、本人会員が希望し、当社が認めた場合には、ボーナスによるお支払い月(8月、1月)に、本人会員が指定した金額を加算してお支払いいただきます。

#### 【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10:000円	20,000円 コース	30,000円
1円 ~ 100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000FH
100,001円~200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円~400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円~600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,000円-800,000円	40,000円	图0000円	160,000円	240,000円
以後増加額20万円まで 毎に	10.000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

## 【お支払例】

10,000 円コース、8月1日から8月31日までに42,500円ご利用の場合

\*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高42,500円)

- (1) 手数料 0円(初回無料)
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 32,500円(42,500円-10,000円)

\*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高40,000円)

- (1) 手数料 440 円 (40,000 円×1.1%<del>-440 円「小数点以下切捨て〕</del>)
- (2) お支払い元金 9,560円 (10,000円-440円-9,560円)
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 30,440円(40,000円-9,560円-30,440円)

## 第34条(カードキャッシングの支払い)

支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお 支払いいただきます。

## 【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円
1円~100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円 ~ 200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円 ~ 300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

## 【お支払い例】

10,000 円コース、8 月 1 日に 50,000 円ご利用の場合

- \*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)
- (1) 計算期間 64日 (8月2日~ 10月4日)
- (2) 利息 1,578 円 (50,000 円×18.0%×64 日÷365 日=1,578 円「小数 点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円 (10,000円-1,578円=8,422円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 41,578 円 (50,000 円-8,422 円=41,578 円)
- \*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)
- (1) 計算期間 31日 (10月5日~ 11月4日)
- (2) 利息 635 円 (41,578 円×18.0%×31 日÷365 日=635 円「小数点以 下切捨て])

\*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高32,500円)

- (1) 手数料 357 円 (32,500 円×1.1%)
- (2) お支払い元金 9,643 円 (10,000 円-357 円)
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 22,857円 (32,500円-9,643円)

#### 第34条(カードキャッシングの支払い)

5 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した 5 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した 支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお 支払いいただきます。また、本人会員が希望し、当社が認めた場合には、 ボーナスによるお支払い月(8月、1月)に、本人会員が指定した金額を 加算してお支払いいただきます。

#### 【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円 ~ 100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円 ~ 200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円 ~ 300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

## 【お支払い例】

- 10,000 円コース、8月1日に50,000 円ご利用の場合
- \*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)
- (1) 計算期間 64日 (8月2日~ 10月4日)
- (2) 利息 1,578 円 (50,000 円×18.0%×64 日÷365 日=1,578 円 [小数 点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円 (10,000円-1,578円=8,422円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 41,578 円 (50,000 円-8,422 円=41,578 円)
- \*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)
- (1) 計算期間 31日 (10月5日~ 11月4日)
- (2) 利息 635 円 (41,578 円×18.0%×31 日÷365 日=635 円「小数点以 下切捨て])

- (3) お支払い元金 9,365 円 (10,000 円-635 円=9,365 円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 32,213 円 (41,578 円-9,365 円=32,213 円)

#### Suica に関する特約

## 第1条(目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。)のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有しないカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

#### 定期券機能付き Suica に関する特約

## 第1条(目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。)のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

## オートチャージに関する特約

## 第2条 (オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するクレジットカード (家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といい ます。)のうち非接触 IC チップを内蔵するカード(以下本特約において 「Suica 付カード」といいます。)又は本カードとリンクに関する特約第

- (3) お支払い元金 9,365 円 (10,000 円-635 円=9,365 円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 32,213 円 (41,578 円-9,365 円=32,213 円)

#### Suica に関する特約

#### 第1条(目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するカード(家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。)のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有しないカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

#### 定期券機能付き Suica に関する特約

## 第1条(目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するカード(家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。)のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

## オートチャージに関する特約

## 第2条(オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するカード(家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といいます。)のうち非接触 IC チップを内蔵するカード(以下本特約において「Suica 付カード」といいます。)又は本カードとリンクに関する特約第2条のリン

2条のリンク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「記 名 Suica (「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記 名されたものも含む。)」又は本カードにより会員登録されたモバイル Suica 電話機等(以下「モバイル Suica 電話機等」といいます。) におけ る SF 残額があらかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいま す。)以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といい ます。) が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用 して入出場する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設 定した金額(以下「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージさ れることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本 サービス」といいます。

#### リンクに関する特約

#### 第2条(リンクサービス)

「リンク」とは会員規約第1条に規定する<del>クレジット</del>カード(家族カー ドを含むこととし、以下本特約においては「本カード」といいます。)と、 IC カード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名 Suica(電子マ ネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含 す。)」の情報を関連付ける第3条に定める手続き(以下「リンク設定」 といいます。)を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス (以下「本サービス」といいます。)を可能にすることをいいます。

- (1) 本カードを決済カードとした記名 Suica による「オートチャージに 関する特約 | 第2条に定める「オートチャージ」サービス
- (2) その他株式会社ビューカード(以下「ビューカード」といいます。) 又は東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)が 別に定めるサービス

## ジェクサーカード特約

## 第1条(適用範囲)

ク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「記名 Suica (「雷 子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたもの も含む。) | 又は本カードにより会員登録されたモバイル Suica 電話機等 (以下「モバイル Suica 電話機等」といいます。) における SF 残額があ らかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいます。)以下の場 合、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が別に 定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場す る際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額(以 下「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをい い、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」と いいます。

#### リンクに関する特約

#### 第2条(リンクサービス)

「リンク」とは会員規約第1条に規定するカード(家族カードを含むこ ととし、以下本特約においては「本カード」といいます。)と、IC カー ド取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名 Suica(電子マネー取 | 扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。)」の 情報を関連付ける第3条に定める手続き(以下「リンク設定」といいま す。)を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下 「本サービス」といいます。)を可能にすることをいいます。

- (1) 本カードを決済カードとした記名 Suica による「オートチャージ に関する特約 | 第2条に定める「オートチャージ」サービス
- (2) その他株式会社ビューカード(以下「ビューカード」といいます。) 又は東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が 別に定めるサービス

## ジェクサーカード特約

## 第1条(適用範囲)

本特約は、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)に対 ┃1 本特約は、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)に対

する特約であり、会員規約第1条に規定する<del>クレジット</del>カードのうちジ ェクサーカードに適用されます。

#### 大人の休日倶楽部カード特約

#### 第1条(適用範囲)

する特約であり、会員規約第1条に規定する<del>クレジット</del>カードのうち大 人の休日倶楽部ジパングカード及び大人の休日倶楽部ミドルカードに 適用されます。

#### 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第1条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)にクレジットカード(以 下「カード」といいます。)の入会申込みをされ当社が入会を認めた方、 又は家族会員として入会申込みをされ、当社が適格と認めた方(以下「会 員!といいます。)及び入会を申し込まれた方又は家族会員として入会申 <del>込みをされ</del>た方(以下まとめて「会員等」といいます。)は、下表に示す 利用目的のため、会員等の以下の i) ~ vii) の情報を当社が必要な保 護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

する特約であり、会員規約第1条に規定するカードのうちジェクサーカ ードに適用されます。

#### 大人の休日倶楽部カード特約

#### 第1条(適用範囲)

1 本特約は、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)に対 │ 1 本特約は、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)に対 する特約であり、会員規約第1条に規定するカードのうち大人の休日倶 楽部ジパングカード及び大人の休日倶楽部ミドルカードに適用されま す。

## 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第1条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1 ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認の上、株 1 ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認の上、株 式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)に、本人会員又は家族 会員としてクレジットカード(以下「カード」といいます。)の入会申込 みをされた方(以下まとめて「会員等」といいます。)は、下表に示す利 用目的のため、会員等の以下のi) ~ vii) の情報を当社が必要な保護 措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
<del>株式会社</del> ピューカー ド	①与信判断、与信後の管理、債権の回 収	i) ii) iii) iv) v) vi) vii)	東京都品川区大崎
http://www. jreast.co.jp/	②カードの機能。カード付帯サービス、 特典等の提供	i) <u>ii)</u> iii)	ピューカー ドセンター
card/	(3)市場調查、商品開発	i) ii) iii)	TEL 03-
	①金融業等当社が営む事業(当社の具体的な事業内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします)における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、ならびにクレジットカード事業における加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i) <u>ii)</u> iii)	6685-7000
(共同して	⑤市場調査、商品開発	i) ii) iii)	URL
の範囲) 東日本旅客 鉄道株式会 社(以下「JR	⑥旅客鉄道事業、旅行業、広告業、小売業、保険媒介代理業、スポーツ施設 提供業、宿泊業等共同利用会社が営む 事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれ に付随する営業案内	i) <u>ii)</u> iii)	http://www jreast.cojp/
いいますか	<ul><li>⑦キャンペーン等に基づく特典の提供</li></ul>	i) ii) iii)	
及び JR 東 日本の有価	⑧共同利用会社各社から会員等への取引上必要な連絡及び取引内容の確認	i) <u>ii) iii)</u>	
証券報告書 等に記載さ れている。IR	⑨共同利用会社各社の行う会員組織の登録及び維持管理、又はポイントサービスの円滑な実施	i) <u>ii)</u> iii)	
東日本のグ	©Suica関連サービスの提供	i) ii)	
ループ会社	①旅客鉄道事業、旅行業事業における 申込書の作成	i) ii)	

- <del>急時の連絡先、</del>職業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入 会申込時に届けた事項及び会員規約第 16 条に基づき入会後に届けた事 項、その他当社が提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事 項
- ii) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠、有効期限、カード番号等、会員 等と当社の契約に関する事項
- iii) 会員のカードの利用内容、支払状況及びお電話等でのお問合せ等によ り当社が知り得た情報(通話内容を含む)
- iv) 会員等が届け出た会員及び会員の配偶者の資産、収入、負債、家族構成、 並びに当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- v) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

企業名	利用目的	利用情報
	①与信判断、与信後の管理、債権の回収	i) <u>∼</u> vii)
	②カードの機能、付帯サービス、特典等の提供	i ) $\simeq$ iii)
ビューカード	③市場調査、商品開発	i ) <u>~</u> iii)
	④当社が営む事業( <u>内容は当社のHPに掲載</u> )における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i ) <u>∼</u> iii)
	⑤市場調査、商品開発	i ) <u>∼</u> iii)
(共同して利 用する者の範 囲)IR東日本	⑥旅客鉄道事業、旅行業、広告業、小売業、保険媒介代理業、スポーツ施設提供業、宿泊業等共同利用会社が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれに付随する営業案内	i ) <u>∼</u> iii)
<u>を含む</u> JR東日	⑦キャンペーン等に基づく特典の提供	i ) <u>~</u> iii)
本の有価証券 報告書等に記 載されている	⑧共同利用会社各社から会員等への取引上必要な連絡及び取引内容の確認	i ) <u>∼</u> iii)
グループ会社	⑨共同利用会社各社の行う会員組織の登録及び維持 管理、又はポイントサービスの円滑な実施	i ) <u>∼</u> iii)
	⑩Suica関連サービスの提供	i) ii)
	⑪旅客鉄道事業、旅行業事業における申込書の作成	i) ii)

- i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、緊│i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、職 業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入会申込時に届けた 事項及び会員規約第16条に基づき入会後に届けた事項、その他当社が 提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事項
  - ii) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠、有効期限、カード番号等、会員 等と当社の契約に関する事項
  - iii) 会員のカードの利用内容、支払状況及びお電話等でのお問合せ等によ り当社が知り得た情報(通話内容を含む)
  - iv) 会員等が届け出た会員及び会員の配偶者の資産、収入、負債、家族構 成、並びに当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状
  - v) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

- vi) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載 事項、その他適法かつ適正な方法により当社が収集した公的機関が発行 する書類の記載事項
- vii) 会員等が当社に提出した源泉徴収票、所得証明書等の記載事項
- 2 当社及び当社と共同で個人情報を利用する者 (以下「共同利用会社」と 2 いいます。) は、第1項表中 「利用目的⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪」に より共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等のプライバ シー保護に十分注意を払うとともに、上記目的以外には利用しないもの とします。個人情報の管理についての責任者は下記の者とします。 個人情報管理責任者:株式会社ビューカード

#### 第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

2 本人会員等は、本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」とい 2 います。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力<u>を</u>調査<u>す</u>るために利用されることに同意します。

## 【登録情報及び登録期間】

珊	① 本契約に係る申	② 本契約に係る客	③ 債務の支払を延
会社名	七込みをした事実	観的な取引事実	滞した事実
株式会社シー・	当社が個人信用情	契約期間中及び契	契約期間中及び契
アイ・シー(CIC)	報機関に照会した	約終了後5年以内	約終了日から5年間
	日から6ヶ月間		

※株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。

3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情 3 報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関

- vi) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載 事項、その他適法かつ適正な方法により当社が収集した公的機関が発行 する書類の記載事項
- vii) 会員等が当社に提出した源泉徴収票、所得証明書等の記載事項
- 2 当社及び当社と共同で個人情報を利用する者は、第1項表中<u>の利用</u>目的 以外には利用しないものとします。<u>なお、個人情報管理責任者は株式会</u> 社ビューカードとします。

#### 第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

2 本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)<u>に基づく個人情報、客観的な取引事実</u>が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力<u>に関する</u>調査<u>の</u>ために利用されることに同意します。

登録情報	0 1 2 11 11 11 11 11	②本契約に係る客観 的な取引事実	③債務の支払を延滞 した事実
登録期間	当社が個人信用情報 機関に照会した日か ら6ヶ月間	2 411 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	契約期間中及び契約 終了日から5年間

3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面

に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

## 【加盟個人信用情報機関の名称及び連絡先】

 
 会社名
 住所・電話番号・ホームページアドレス

 株式会社シー・アイ・シー (CIC)
 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7

 (割賦販売法及び貸金業法に 基づく指定信用情報機関)
 新宿ファーストウエスト15階

 TEL 0570-666-414 http://www.cic.co.jp/

- ※株式会社シー・アイ・シー<del>は、主に割賦販売等のクレジット事業を営む</del> 企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員 企業等の詳細は、上記の同社<u>が開設している</u>ホームページをご覧ください。
- ※株式会社シー・アイ・シー<u>の</u>登録情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証<u>の番号、本人確認書類</u>の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等、支払回数等契約に関する情報、年間請求予定額、利用残高、<u>月々の支払状況及び</u>延滞等支払状況に関する情報、支払停止の抗弁に関する情報となります。

## 【提携個人信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)÷ 主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を 会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL0570-055-955 http://www.jicc.co.jp

全国銀行個人信用情報センター<u>:主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関</u>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

※建物建替えのため、平成28年10月11日から平成32年度まで東京都 千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。

TEL0120-540-558 又は 03-3214-5020

http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

により通知し、同意を得るものとします。

加盟個人信用情報機関	<u>連絡先</u>
株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
指定信用情報機関)	TEL 0570-666-414 http <u>s</u> ://www.cic.co.jp/

- ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業<u>名</u>等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- ※株式会社シー・アイ・シー<u>に</u>登録<u>する</u>情報は、氏名、生年月日、住所、 電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証<u>等</u>の記号番号等本人 を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品 名<u>及びその数量</u>等、支払回数等契約<u>内容</u>に関する情報、年間請求予定 額、利用残高、<u>支払日、完済日、</u>延滞等支払状況に関する情報、<u>等</u>と なります。

提携個人信用情報機関	<u>連絡先</u>
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0570-055-955 http <u>s</u> ://www.jicc.co.jp
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 0120-540-588又は03-3214-5020 http <u>s</u> ://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

#### 第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 記載の加盟個人信用情報機関に対して、以下に定める区分に従って自己 に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 会員等は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合 は、会員規約の末尾に記載のビューカードセンター(お客さま相談室) に連絡するものとします。開示請求手続き(受付方法、必要な書類等) の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、 当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしておりま
  - (2) 本人会員等は、加盟個人信用情報機関が保有する自己に関する個人情 報の開示を求める場合には、第2条第3項に記載の加盟個人信用情報 機関に連絡するものとします。

#### 第4条(個人情報の取扱いに関する不同意)

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合 及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、入会をお 断りすること<del>や退会の手続きをとること</del>があります。ただし、第1条第 1 項表中「利用目的④又は⑥」<del>の一方又は双方</del>に同意しない場合でも、 これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとること はありません。

## 第6条(入会申込の事実の利用)

当社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、第1条 第1項表中「利用目的①」及び第2条第2項に基づき、当該契約の不成 立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用さ れることはありません。

#### 第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1 会員等は、当社に対して、本人会員等は、当社に加え、第2条第3項に 1 会員等は、当社又は加盟個人信用情報機関に対して、自己に関する個人 情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 当社に開示を求める場合は、ビューカードセンター(お客さま相談 室) にご連絡いただくか、HP に掲載したご案内をご確認ください。

(2) 加盟個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報 機関に連絡するものとします。

## 第4条(個人情報の取扱いに関する不同意)

当社は、会員等が本契約の必要な事項の記載を希望しない場合及び本同 意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、本契約をお断りす ることがあります。ただし、第1条第1項表中「利用目的④又は⑥」に 同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはあ りません。

## 第6条(入会申込の事実の利用)

本契約が不成立の場合であっても入会申込をした事実は、第1条第1項 及び第2条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず 一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項-Suica 付ビューカードに関する特約

第1条(東日本旅客鉄道株式会社による個人情報の収集・利用)

「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」の適用を受けるカード(以下本特約において「Suica 付ビューカード」といいます。)の申込者及び利用者(以下「利用者」といいます。)は、東日本族客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報(家族会員申込人の情報を含む。)を個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な保護措置を行った上で、以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が当社に届け出た電話番号・住所<u>を</u>、家族会員の Suica への 登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関す る特約」に定める利用目的に使用<del>するため</del>
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理のため
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供のため
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引<u>を</u>適切 かつ円滑に実施<del>するため</del>
- (5) JR 東日本の営む事業における商品開発、市場調査のため(JR 東日本の営む具体的な事業の内容については JR 東日本所定の方法〔JR 東日本ホームページ等〕によってお知らせします。)

## VIEW's NET 利用規約

第1条 (VIEW's NET)

本インターネットサービス「VIEW's NET」(以下「本サービス」といいます。)では、インターネット上で、本規約第3条に基づき株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)が承認した会員(以下「VIEW's NET 会員」といいます。)に対し、以下のサービスを提供します。

ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある 場合があります。

# 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項-Suica 付ビューカードに関する特約

第1条(JR 東日本による個人情報の収集・利用)

「Suica 付ビューカード」の申込者及び利用者(以下「利用者」といいます。)は、JR 東日本が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報(家族会員申込人の情報を含む。)を以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が当社に届け出た電話番号・住所<u>の</u>、家族会員の Suica への登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」に定める利用目的での使用
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引<u>の</u>適切かつ円滑<u>な</u>実施
- (5) JR 東日本の営む事業 (内容については JR 東日本の HP に掲載) における商品開発、市場調査

## VIEW's NET 利用規約

第1条 (VIEW's NET)

本インターネットサービス「VIEW's NET」(以下「本サービス」といいます。) では、インターネット上で、本規約第3条に基づき株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)が承認した会員(以下「VIEW's NET 会員」といいます。) に対し、以下のサービスを提供します。

ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある 場合があります。

1 ご利用明細照会サービス	1 ご利用明細照会サービス
2 ポイント照会サービス	2 ポイント照会サービス
<del>3 ポイント交換申込サービス</del>	3 その他当社が設定したサービス
<u>4</u> その他当社が設定したサービス	